

(別添2) 標準入札説明書例

入 札 説 明 書

○ ○ 地方建設局の ○ ○ ○ 業務に係る手続開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))及び入札公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 手続開始の公示日 平成○年○月○日

入札公示日 平成○年○月○日【入札公示以後にのみ記載する。】

- ## 2 契約担当官等

支出負担行為担当官 ○ ○ 地方建設局長 ○ ○ ○ ○

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ — ○ — ○

- ### 3 業務概要

- (1) 業務名 ○ ○ ○ ○ 業務

- (2) 業務内容 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

- ### (3) 業務の詳細な説明

- (4) 履行期限 平成○年○月○日()

- #### 4 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格

予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

〇〇地方建設局における〇〇業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。

- (2) 入札参加者を選定するための基準

○ ○ 地方建設局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

- ## 5 担当部局

〒○○○ ○○県○○市○○町○—○—○ ○○地方建設局総務部契約課○○係
電話○○○○—○○—○○○○ ファクシミリ○○○○—○○—○○○○

- ## 6 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時に
いて、4(1) に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。なお、平
成○年○月○日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う
予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

【次に従い参加表明書を提出することができる者は、平成○年○月○日において、4(1) に掲げる指名競争参加資格の認定を受けていない者とし、現に当該資

配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務

配置予定の技術者について別記様式5に記載すること。

契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

の同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) その他

参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

提出された参加表明書は、返却しない。

支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

受領期限以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。

参加表明書に関する問い合わせ先

(1)、(2)及び(5)に関して……5に同じ。

(3)及び(4)に関して……〒○○○ ○○県○○市○○町○○—○○○

○○地方建設局○○部○○課○○係 電話○○○○—○○—
○○○○

7 非指名理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を書面により通知する。

(2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

受領期間： 指名しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)後の午後○時

提出場所： 5に同じ。

提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

受領期間： 平成○年○月○日()から平成○年○月○日()まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

提出場所： 5に同じ

提出方法： 書面は持参し、又は郵送(書留郵便に限る。)することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期間： 平成○年○月○日()から平成○年○月○日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

場所： 〒○○○ ○○県○○市○○町○—○—○
○○地方建設局○○○○○

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時： 平成○年○月○日() 午前(午後)○時○○分。(ただし、郵便による入札の受領期限は、平成○年○月○日() 午前(午後)○時○○分)

(2) 場所： 〒○○○ ○○県○○市○○町○—○—○
○○地方建設局○○○(ただし、郵便による入札の提出場所は、○○地方建設局総務部契約課)

10 入札方法等

(1) 入札書は持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 ○○○)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 ○○○又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 ○○○地方建設局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。また、「 」を付した部分は、土木設計業務等(「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号)に規定する「土木設計業務等」をいう。)の手続開始の公示及び入札公示を行う場合に、下線を付した部分に代えて規定する文言である。】

12 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13 入札の無効

手続開始の公示及び入札公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊○

○ 地方建設局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて4に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15 手続における交渉の有無 無。

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 支払条件

18 火災保険付保の要否

19 苦情申立て

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先：経済企画庁調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03—3581—9576(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

20 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

21 その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊○○地方建設局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、○○地方建設局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書が無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。